

平成 30 年 7 月 6 日  
平成 30 年度第 3 回東京都相談支援従事者研修検討会

**平成 3 0 年度相談支援従事者指導者養成研修資料  
(抜粋)**

## 平成30年度 相談支援従事者指導者養成研修会 資料公開

プログラム	資料
1【重要事項の説明】	
① 今後の相談支援従事者研修について	<a href="#">【重要事項の説明】①相談支援従事者研修事業の改定について</a>
② 本研修の位置付け(告示、要綱、プログラムの考え方)	<a href="#">【重要事項の説明】②本研修の位置づけについて</a>
2【演習1】目標設定	<a href="#">【演習1】目標設定</a>
3【講義1】障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	
① 相談支援(障害児者支援)の目的	<a href="#">【講義1】①相談支援の目的</a>
② 相談支援(障害児者支援)の基本的視点	<a href="#">【講義1】②相談支援(障害児者支援)の基本的視点</a>
③ 相談援助技術	<a href="#">【講義1】③相談援助技術</a>
4【講義2】相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義	
① 相談支援におけるケアマネジメント技法とそのプロセス	<a href="#">【講義2】①相談支援におけるケアマネジメント技法とそのプロセス</a>
② 相談支援における地域への視点	<a href="#">【講義2】②相談支援における地域への視点</a>
5【講義3】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び	

児童福祉法その他の法律に関する理解	
① 障害者総合支援法及び児童福祉法の理念・現状とサービス提供プロセス	<a href="#">【講義 3】障害者総合支援法及び児童福祉法の理念・現状とサービス提供のプロセス①</a> <a href="#">【講義 3】障害者総合支援法及び児童福祉法の理念・現状とサービス提供のプロセス②</a>
② 障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援(サービス提供)の基本	<a href="#">【講義 3】障害者総合支援法等における相談支援(サービス提供)の基本</a>
6 新たなカリキュラムによる相談支援従事者初任者研修講義・演習	<a href="#">【講義 4／講義・演習 1～4】初任者モデル研修</a> <a href="#">演習 1_事例</a> <a href="#">教案 演習1(1日目)</a> <a href="#">教案 演習1(2日目)</a>
7 新たなカリキュラムによる相談支援従事者現任研修講義・演習	<a href="#">【講義 5／講義・演習 5～7】現任モデル研修</a> <a href="#">スーパービジョンの必要性について等</a> <a href="#">指導者養成プログラム</a> <a href="#">資料・書式集</a> <a href="#">実演(模擬 GSV 事例)</a>

## 参考資料

[相談支援従事者研修標準カリキュラム\(案\)](#)

[平成 30 年度現任研修「障害福祉制度の動向」モデルスライド](#)

※本資料の使用については、出典を明確にするとともに、任意の改編等を行った場合にはその旨を記載すること。

[戻る \(o\)](#)



## 平成30年度 相談支援従事者指導者養成研修プログラム

時 間	プログラム	時 間	講 師
8:30-9:30	受付		
9:30-9:45	開講式	15分	あいさつ：厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室長 三好 圭 諸注意等：国立障害者リハビリテーションセンター
9:45-10:45	1-(1)【重要事項の説明】 ① 今後の相談支援従事者研修について ・初任者研修及び現任研修の標準カリキュラム改定 ・主任相談支援専門員の創設および主任研修の実施 ② 本研修の位置付け（告示、要綱、プログラムの考え方）	60分 (質疑10分)	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室 相談支援専門官 大平眞太郎
10:45-11:05	1-(2)【演習】目標設定 本研修を受講するに当たっての到達目標を話し合う	20分	【進行】
11:05-11:15	(休憩)	(10分)	
11:15-12:55	1-(2)【講義 1】障害者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義（初任者：5時間 現任：4時間） ①相談支援（障害児者支援）の目的（1.5時間） ②相談支援（障害児者支援）の基本的視点（2.5時間）	100分	① 社会福祉法人西宮市社会福祉協議会 相談支援事業課 相談総務係 係長 玉木 幸則 ② 沖縄大学 人文学部 福祉文化学科 准教授 島村 聡
12:55-13:55	(昼食休憩)	(60分)	
13:55-14:55	1-(2)【講義 1】障害者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義（初任者：5時間 現任：4時間） ③相談援助技術（1時間）	60分 (質疑10分)	③ 沖縄大学 人文学部 福祉文化学科 准教授 島村 聡
14:55-15:05	(休憩)	(10分)	
15:05-16:35	1-(3)【講義 2】相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義（初任者：3時間） ①相談支援におけるケアマネジメント技法とそのプロセス（1.5時間） ②相談支援における地域への視点（1.5時間）	90分 (質疑10分)	① 社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団 自立支援部長 鈴木 智敦 ② 沖縄大学 人文学部 福祉文化学科 准教授 島村 聡
16:35-16:45	(休憩)	(10分)	
16:45-18:00	1-(4)【講義 3】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法その他の法律に関する理解（初任者：3時間 現任：1.5時間） ①障害者総合支援法及び児童福祉法の理念・現状とサービス提供プロセス（1.5時間） ②障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援（サービス提供）の基本（1.5時間）	75分 (質疑10分)	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室 相談支援専門官 大平眞太郎

6月13日(水)

6月14日(木)

第二日目 新たなカリキュラムによる初任者研修 講義・演習			
9:00-9:50	2-(1) 【講義 4】 初任者研修のカリキュラム企画・運営上のポイントについて	50分	社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会 鶴ヶ島市生活サポートセンター 主任相談支援員 藤川 雄一
9:50-10:00	(休憩)	(10分)	
10:00-12:00	2-(2) 【講義・演習 1】 相談支援におけるケアマネジメントに必要な視点と技術① (6時間) ○インテーク・アセスメント<本人中心の支援、関係性の構築、本人理解> 1) ロールプレイやモデル事例を基にした模擬面接等によるインテークと関係性構築 2) 情報の収集と整理 3) 本人像の把握とニーズの整理	120分	全体進行：社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会 鶴ヶ島市生活サポートセンター 主任相談支援員 藤川 雄一 演習進行：社会福祉法人唐池学園 貴志園 園長 富岡 貴生
12:00-13:00	(昼食休憩)	(60分)	
13:00-13:50	2-(3) 【講義・演習 1】 相談支援におけるケアマネジメントに必要な視点と技術② (3時間) ○ゴール設定とプランニング ・アセスメントにより明確になったニーズへの支援を検討しサービス等利用計画の作成と地域資源へのアクセスと活用 ・サービス担当者会議の模擬演習によるサービス管理責任者等を中心に他機関等との連携の体験	50分	同上
13:50-14:00	(休憩)	(10分)	
14:00-14:50	2-(4) 【講義・演習 1】 相談支援におけるケアマネジメントに必要な視点と技術③ (4時間) ○モニタリング・ターミネーション ・現状の支援への評価による利用者満足、新たなニーズの出現、ゴールの変化、他機関連携の状況確認 ・支援の終結 ・再アセスメント、再プランニング ○研修振り返り ○実習及び演習 2・3 の実施についてのガイダンス	50分	同上
14:50-15:00	(休憩)	(10分)	
15:00-16:15	2-(5) 【講義・演習 2】 実践研究①<実習課題に基づくアセスメントの検討> (6時間) ○アセスメント結果の検討 (事例検討の体験)	75分	同上
16:15-16:30	(休憩)	(15分)	
16:30-17:00	2-(6) 【講義・演習 2】 実践研究②<実習課題に基づく再アセスメント及び支援方針の報告と共有> (4時間) ○再アセスメント結果と支援方針 (サービス等利用計画案) の報告と共有 (ケースレビューの体験) 2-(7) 【講義・演習 3-1・3-2】 実践研究③④<ケアマネジメントプロセスの定着演習> (6時間) ○再アセスメントからプランニング	30分	同上
17:00-17:30	2-(8) 【講義・演習 4】 初任者研修 (企画・運営) の振り返り (2.5時間)	30分	同上

第三日目 新たなカリキュラムによる現任研修 講義・演習				
6 月 15 日 (金)	9:00-10:45	3-(1)【講義5】現任モデル研修全体プログラムの概要説明 3-(2)【講義・演習5】個別相談支援(6時間) ○個別相談支援のポイントについての講義 ○個別相談支援の実施についてのセルフチェック ○個別相談支援についての事例検討(演習)	105分	全体進行：社会福祉法人唐池学園 貴志園 園長 富岡 貴生 演習進行：社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会 鶴ヶ島市生活サポートセンター 主任相談支援員 藤川 雄一
	10:45-10:55		(10分)	
	10:55-12:25	3-(2)【講義・演習6】チームアプローチ(多職種連携)(6時間) ○チームアプローチのポイントについての講義 ○チームアプローチの実施についてのセルフチェック ○チームアプローチについての事例検討(演習)	90分	同上
	12:25-13:25	(昼休憩)	(60分)	
	13:25-16:00	3-(3)【講義・演習7】コミュニティワーク(6時間) ○コミュニティワークのポイントについての講義 ○コミュニティワークについてのグループスーパーバイズ ○コミュニティワークについての演習 ※途中休憩有り	155分	同上
	16:00-16:10	閉講式	10分	相談支援従事者指導者養成研修検討委員会 委員長 鈴木 智敦 (社会福祉法人名古屋市リハビリテーション事業団 自立支援部長)

【重要事項の説明】  
相談支援従事者研修事業の  
改定について

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課  
地域生活支援推進室

# 「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめ（概要）

## 趣旨

平成27年4月から原則として全ての障害児者に専門的な相談支援を実施することとされている中、障害児者の相談支援の質の向上を図るため、有識者や関係団体で構成する「相談支援の質の向上に向けた検討会」において相談支援専門員の資質の向上や相談支援体制の在り方について幅広く議論を行い、今後目指すべき方向性をとりまとめた。（平成28年3月から7月まで計5回開催）

## とりまとめのポイントⅠ ～相談支援専門員の資質の向上について～

### ① 基本的な考え方について

- 相談支援専門員は、障害児者の自立の促進と共生社会の実現に向けた支援を実施することが望まれている。そのためには、ソーシャルワークの担い手としてスキル・知識を高めつつ、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められている。また将来的には、社会経済や雇用情勢なども含め、幅広い見識を有する**地域を基盤とした**ソーシャルワーカーとしての活躍が期待される。

### ② 人材育成の方策について

- 相談支援専門員の要件である研修制度や実務経験年数などの見直しを行うとともに、キャリアパスの一環として指定特定相談支援事業だけでなく、サービス管理責任者や基幹相談支援センターの業務を担うなど、幅広い活躍の場が得られる仕組みを検討すべき。
- 研修カリキュラムの見直しについては、「初任者研修」及び「現任研修」の更なる充実に加え、指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」の育成に必要な研修プログラムを新たに設けるとともに、より効果的な実地研修（OJT）を組み込むべき。

### ③ 指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」について

- 相談支援専門員の支援スキルやサービス等利用計画について適切に評価・助言を行い、相談支援の質の確保を図る役割が期待されており、基幹相談支援センター等に計画的に配置されるべき。また、更新研修等も導入すべき。
- 指導的役割を果たすため、適切な指導や助言を行う技術を習得する機会が確保されるよう、都道府県等が人材育成に関するビジョンを策定するなど、地域における相談支援従事者の段階的な人材育成に取り組むべき。

### ④ 相談支援専門員と介護支援専門員について

- 障害者の高齢化や「親亡き後」へのより適切な支援を行うため、両者の合同での研修会等の実施や日々の業務で支援方針等について連携を図るとともに、両方の資格を有する者を拡大することも一案と考えられる。

### ⑤ 障害児支援利用計画について

- 障害児支援利用計画については、いわゆるセルフプランの割合が高いが、障害児についての十分な知識や経験を有する相談支援専門員が少ないことが原因の一つと考えられる。これまでの専門コース別研修に加え、障害児支援に関する実地研修などを設けるべき。
- 市町村においても、障害児を取り巻く状況を十分把握し、評価を加えた上で適切な関係機関につなぐなど十分配慮し、そのため必要な知見の習得に努めるべき。



## とりまとめのポイントⅡ ～相談支援体制について～

### ① 相談支援の関係機関の機能分担について

- ・ 基本相談支援を基盤とした計画相談支援、一般的な相談支援、体制整備や社会資源の開発等の役割について、地域の実情に応じて関係機関が十分に機能を果たすことが必要である。そのためには、協議会等が中心となって調整を進めるとともに、市町村職員の深い理解や都道府県を中心に協議会担当者向けの研修会を推進する必要がある。
- ・ 市町村は、計画相談支援の対象とならない事例や支援区分認定が難しい事例に対しても積極的かつ真摯に対応することが求められており、この点は相談支援事業者に委託する場合であっても同様であることに留意すべき。

### ② 基幹相談支援センターの設置促進等について

- ・ 基幹相談支援センターの設置促進に向け、市町村において、障害福祉計画の作成等に際して相談支援の提供体制の確保に関する方策を整理し、地域の関係者と十分議論することが重要。仮に基幹相談支援センターの設置に一定期間を要する場合でも、基幹相談支援センターが担うべき役割をどのような形で補完するか市町村において整理すべき。
- ・ 都道府県においても、障害福祉計画のとりまとめ等の際に、基幹相談支援センターを設置していない市町村に対して相談支援体制の確保に関する取り組みをフォローし、必要に応じて広域調整などの支援を行うべき。

### ③ 相談窓口の一元化等について

- ・ 相談支援の関係機関の相談機能の調整にあたっては、必要に応じて地域包括支援センター等との連携や相談窓口の一元化なども視野に入れ、地域の相談体制を総合的に考える視点も必要。
- ・ こうした取組を進めるにあたっては、すでに一部の地域で先駆的に実施されている取組状況を広く横展開することが有効。
- ・ 総合的な相談窓口は必要であるが、一方で身近な窓口や専門的な相談機関も求められている。いずれの場合でもワンストップで適切な関係機関に必ずつながるよう、関係機関間での連携強化を図るなど、各自治体において適した取組を考えるべき。

### ④ 計画相談支援におけるモニタリング及び市町村職員の役割について

- ・ 計画相談支援におけるモニタリングは、サービス利用状況の確認のみならず、利用者との一層の信頼関係を醸成し、新たなニーズや状況の変化に応じたニーズを見出し、サービスの再調整に関する助言をするなど、継続的かつ定期的に実施することが重要である。
- ・ 特に高齢障害者が介護保険サービスへ移行する際には、制度間の隙間が生じないように相談支援専門員による十分なモニタリングを実施し、その結果を介護支援専門員によるアセスメントにもつなげるべき。
- ・ 相談支援専門員一人が担当する利用者の数もしくは一月あたりの対応件数について、一定の目安を設定することも相談支援の質の確保にあたっては必要。また、地域相談支援についても、障害者の地域移行を促進する観点から、計画相談支援との連携をより一層有効に進めるべき。
- ・ 障害福祉サービス等の支給決定の内容がサービス等利用計画案と大きく異なる場合には、市町村の担当職員や相談支援専門員を中心として地域の関係者間で調整を行う必要がある。そのため、市町村の担当職員においては、機械的に事務処理を進めることのないよう、相談支援従事者研修などに参加することなどを通じて一定の専門的知見を身につけ、適切かつ積極的な調整を行うべき。

# 相談支援専門員の研修制度の見直しについて

# 相談支援専門員について(現行)

## (基準)

- 指定計画相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所ごとに管理者及び相談支援専門員を配置。

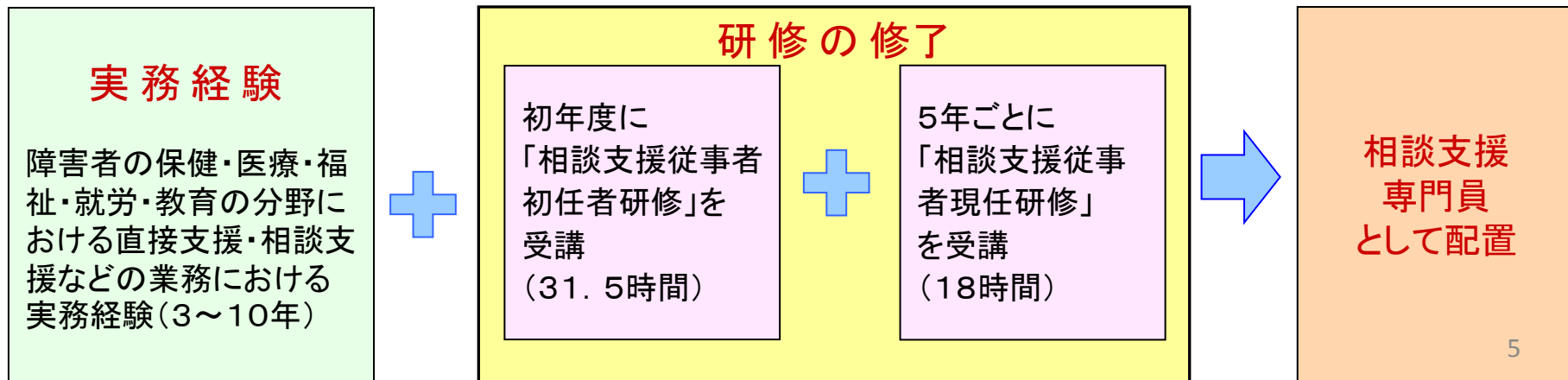
## (経緯)

- 障害児(者)地域療育等支援事業等、補助事業による相談支援事業の担い手養成として平成10年より知的、身体、精神の障害種別毎に障害者ケアマネジメント従事者養成研修が開始された。
- 平成18年施行の障害者自立支援法において、相談支援事業の担い手として相談支援専門員が位置付けられ、その養成研修として障害者ケアマネジメント従事者養成研修を3障害を統一のものとして改定した相談支援従事者研修(初任者研修・現任者研修)が実施されることとなった。
- 平成20年には社会保障審議会障害者部会において地域における相談支援体制やケアマネジメントのあり方に対する議論が行われ、障害児支援や地域移行支援等について専門コース別研修(任意研修)を新設し研修体制の充実が図られた。

## (現状)

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所数 9, 364箇所(平成29年4月1日現在)
- 上記事業所に配置されている相談支援専門員数 19, 083人(平成29年4月1日現在)

## 【相談支援専門員の要件】



# 相談支援専門員の実務経験

		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※ 1	5 年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※ 2 を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が 1 年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 介護等業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10 年以上
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5 年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※ 2 による業務に 5 年以上従事している者	3 年以上

※ 1 平成 18 年 10 月 1 日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成 18 年 9 月 30 日までの間の期間が通算して 3 年以上

※ 2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

# 相談支援専門員養成の現状及び課題

- 各都道府県による相談支援専門員の養成に関しては、これまで各都道府県の研修の指導者等向けの相談支援従事者指導者養成研修を国において実施してきており、各都道府県による養成研修の質の向上を図ってきた。しかし、各都道府県の研修実施体制に差があり、研修内容の違いが大きくなったり質の差が広がっているという指摘がある。
- また、社会保障審議会障害者部会報告(平成27年12月)では、相談支援の質を高めることの必要性及び相談支援専門員の養成について以下の指摘がなされた。
  - ・ 相談支援専門員の確保と資質の向上に向け、実地研修の実施を含めた研修制度の見直しを行うべき。
  - ・ 「意思決定支援ガイドライン」を活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員等の研修カリキュラムの中にも位置付けるべき。
  - ・ 指導的役割を担う人材(主任相談支援専門員)の育成を行うとともに、こうした人材の適切な活用を進めるべき。
- さらに、「相談支援の質の向上のための検討会」における議論のとりまとめ(平成28年7月)では、人材育成の方策について以下のように提言されている。
  - ・ 基本相談支援を適切に行える相談支援専門員の育成を基盤とし、計画相談支援(サービス利用支援・継続サービス利用支援)について専門的な知識及びスキルを身につけるための育成を行う。
  - ・ より幅広い問題解決能力を要する支援、地域への働きかけを伴う支援等、個々の能力や経験等に応じた段階的な人材育成が図られる仕組み作りを検討する必要がある。
  - ・ これまで実施されている「初任者研修」及び「現任研修」のカリキュラムの更なる充実に加え、事業所や地域において指導的役割を担う「主任相談支援専門員」の育成に必要な研修プログラムを新たに設けるとともに、より効果的な人材育成が図られるよう、例えば次期研修までの間に実地研修(OJT)を組み込むべきである。
- 上記の指摘等を受け、現在求められる役割に対応できる相談支援専門員を養成していくための現行カリキュラムの見直し及び新たなカリキュラムの創設が必要となっている。



- 上記課題に対応すべく、平成28年～29年度において厚生労働科学研究により相談支援専門員養成のための研修プログラムの開発について取り組んできたところ。

# 相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**現行のカリキュラムの内容を充実**する。
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修(更新研修含む)の受講に当たり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(注)**を追加。(※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設**。

## 現行

相談支援従事者  
実務要件

相談支援従事者  
初任者研修  
(31.5h)

相談支援  
専門員  
として配置

相談支援従事者  
現任研修(18h)  
※5年毎に現任研修を受講  
(更新研修)

相談支援専門員  
としての要件更新

専門コース別研修 (任意研修)

## 改定後

相談支援従事者  
実務要件

**【カリキュラム改定】**  
相談支援従事者  
初任者研修  
(42.5h)

相談支援  
専門員  
として配置

**【カリキュラム改定】**  
相談支援従事者  
現任研修(24h)  
※5年毎に現任研修を受講  
(更新研修)

相談支援専門員  
としての要件更新

専門コース別研修(任意研修)  
※一部必須及び現任・主任研修受講の要件について検討

**【カリキュラム創設】**  
主任相談支援専門員  
研修(30h)

主任相談支援  
専門員  
として配置

- 一定の実務経験の要件(注)  
(現任研修は①、更新研修は①又は②のいずれかに該当する場合)
- ①過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある
  - ②現に相談支援業務に従事している

# 研修の位置付け

## 基準省令

指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二四・三・一三厚労令二七)  
指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二四・三・一三厚労令二八)  
指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二四・三・一三厚労令二九)  
(従業者)

○一般(特定・障害児)相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を配置する。

## 告示

指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二四・三・三〇厚労告二二六)  
指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二四・三・三〇厚労告二二七)  
指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二四・三・三〇厚労告二二五)

### 実務経験

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(3~10年)



### 研修の修了

初年度に「相談支援従事者初任者研修」を修了(31.5時間)



5年ごとに「相談支援従事者現任研修」を修了(18時間)

## 通知

相談支援従事者研修事業の実施について(平成一八・四・二一 障発〇四二一〇)

- 相談支援従事者研修事業実施要綱
- 相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム
- 相談支援従事者現任研修標準カリキュラム
- 専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による初任者及び現任研修は標準カリキュラム以上の内容で実施する。

# 相談支援専門員研修の告示別表(案)

初任者研修(現行)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法も概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8h
	地域支援に関する講義	6h
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11h
合計		31.5h

現任研修(現行)		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	2h
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	2h
	協議会に関する講義	2h
演習	ケアマネジメントに関する演習	12h
合計		18h

初任者研修(見直し後)		時間数
講義	障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	—
合計		42.5h

現任研修(見直し後)		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談援助に関する講義及び演習 コミュニティワーク	18h
合計		24h

**新設**

主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向と主任相談支援専門員研修修了者の役割と視点に関する講義	3h
	運営管理に関する講義	3h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義・演習	13h
	地域援助技術に関する講義・演習	11h
合計		30h



# 相談支援従事者初任者研修 標準カリキュラムの改定

現行	時間数
<b>1 障害者総合支援法及び児童福祉法も概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義</b>	
障害者総合支援法の概要	3h
障害者総合支援法等における計画作成とサービス提供のプロセス	2h
相談支援の基本姿勢	1.5h
<b>2 ケアマネジメントの手法に関する講義</b>	
障害者ケアマネジメント(概論)	2h
ケアマネジメントの実践	6h
<b>3 障害者の地域支援に関する講義</b>	
障害児者の地域生活支援	1.5h
相談支援における権利擁護と虐待防止	1.5h
協議会の役割と活用	3h
<b>4 ケアマネジメントプロセスに関する演習</b>	
実習ガイダンス	1h
演習Ⅰ	3h
演習Ⅱ	4h
演習のまとめ	3h
合計	31.5h

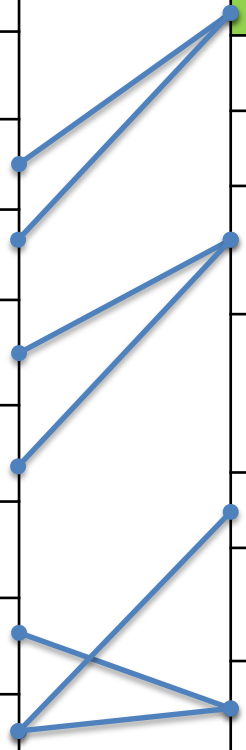
見直し後(案)	時間数
<b>1 障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義</b>	
相談支援(障害児者支援)の目的	1.5h
相談支援の基本視点(障害児者支援の基本視点)	2.5h
相談支援に必要な技術	1h
<b>2 障害者総合支援法及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義</b>	
障害者総合支援法及び児童福祉法、その他関連する法律等に関する理解	1.5h
障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援(サービス提供)の基本	1.5h
<b>3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義</b>	
相談支援におけるケアマネジメントの概要	1.5h
相談支援における地域への視点	1.5h
<b>4 ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習</b>	
相談支援の実際(ケアマネジメント手法を用いた相談支援プロセスの具体的理解)	12h
実習ガイダンス	1h
実践研究	16h
研修全体の振り返りの意見交換、講評及びネットワーク作り	2.5h
<b>5 相談支援の基礎技術に関する実習</b>	
相談支援(ケアマネジメント)の基礎技術に関する実習1	—
相談支援(ケアマネジメント)の基礎技術に関する実習2	—
地域資源に関する情報収集	—
合計	42.5h

※在宅の事例を1事例選定し、ケアマネジメントプロセスを課外実習する。

# 相談支援従事者現任研修標準カリキュラムの改定

現行	時間数
<b>1 講義</b>	
障害福祉の動向について	1h
地域生活支援事業について	1h
相談支援の基本姿勢及びプロセスについて	2h
協議会について	2h
<b>2 障害者ケアマネジメントに関する演習</b>	
障害者ケアマネジメントの実践(演習)	6h
スーパーバイズ	6h
合計	18h

見直し後(案)	時間数
<b>1 障害福祉の動向に関する講義</b>	
障害者総合支援法及び児童福祉法等の現状	1.5h
<b>2 相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義</b>	
本人を中心とした支援におけるケアマネジメント及びコミュニティソーシャルワークの理論と方法	3h
<b>3 人材育成の手法に関する講義</b>	
事例研究及びスーパービジョンによる人材育成の理論と方法	1.5h
<b>4 相談援助に関する講義及び演習</b>	
個別相談支援とケアマネジメント	6h
相談支援に求められるチームアプローチ(多職種連携)	6h
地域をつくる相談支援(コミュニティソーシャルワークの実践)	6h
合計	24h



# 相談支援専門員の養成の全体像(案)

更新期限5年

更新期限5年

現に相談支援事業に従事しておらず、  
5年間に2年以上実務に従事していない場合

基本相談支援を基盤とした計画相談支援を実施できる知識と技術の獲得」

相談支援従事者初任者研修

相談支援事業実務経験2年以上  
(実践の積み重ね)

個別相談支援のスキルアップ、地域援助のスキル獲得」

相談支援従事者現任研修

相談支援事業実務経験  
現任研修修了後3年以上  
(十分な知識・経験の蓄積)

相談支援従事者主任研修  
地域づくり、人材育成、困難事例  
への対応など地域の中核的な役割  
を担うための知識と技術の獲得」

相談支援事業  
実務経験

(現に相談支援事業に現  
に従事している者  
又は5年間に2年以上実  
務に従事していた者)

相談支援従事者現任研修  
(更新研修として受講)

専門職としての能力  
の保持・向上

更新期限5年

主任相談支援専門員の更新研修については  
今後検討

(現に主任相談  
支援事業に  
従事している者  
又は5年間に2  
年以上実務に  
従事していた者)

相談支援  
従事者主任研修  
(更新研修として  
受講)

主任としての  
能力の保  
持・向上

専門コース別研修

OJT、OFF-JT、自己研鑽

相談支援等に関わる実務経験

# 見直しのスケジュール

